

# 呉市からのお知らせ

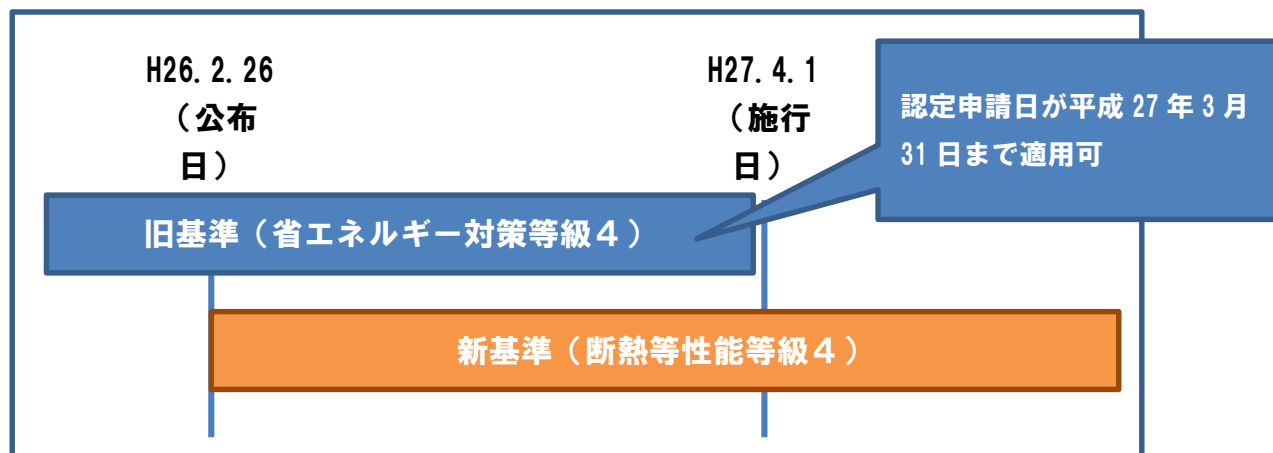
## 長期優良住宅認定基準等の 改正について

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴い、平成27年4月1日より長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準は、「省エネルギー対策等級4」から「断熱等性能等級4」に完全移行します。

そのため、**平成27年4月1日以降に認定申請をされる長期優良住宅建築等計画では、「断熱等性能等級4」を満たす必要があります。**（平成27年3月31日までは「省エネルギー対策等級4」「断熱等性能等級4」のいずれも適用可）

なお、登録住宅性能評価機関から平成27年3月31日までに「省エネルギー対策等級4」で交付を受けた適合証であっても、それを用いて平成27年4月1日以降に長期優良住宅建築等計画を行政庁に申請することはできませんのでご注意ください。

### 「省エネルギー対策」基準の移行スケジュール



※「一次エネルギー消費量等級」は長期優良住宅の認定申請には使えません。